

令和4年11月定例会 経済委員会（付託）

令和4年12月6日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けるといたします。

【報告事項】

- 令和5年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針について（資料1）
- 「徳島県観光振興基本計画（第4期）」の策定について（資料2）

梅田商工労働観光部長

この際、2点、御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

第1点目は、令和5年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針についてでございます。

まず、上段に記載の現状、課題でございます。

不安定な世界情勢を背景とした円安、物価高騰の影響の状況も踏まえ、長きにわたり本県経済に大きな影響を及ぼしてきたコロナ禍からの回復を確実なものとし、将来のSDGs、カーボンニュートラル達成に向けた企業経営を促進すること、またインバウンド復活、2025年大阪・関西万博^{ひら}のもたらす経済効果を最大限取り込むことを課題と捉え、本県経済の未来を切り拓く施策を商工、労働、観光それぞれの分野で展開してまいります。

各分野ごとの施策の方向性につきまして、まず左の柱、県内企業の競争力強化では、経営基盤の安定、強化といたしまして、資金繰り支援を通じた事業継続支援や、ものづくり企業等の地域ブランド力強化と販路開拓支援などにより県内企業の経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、DX、GXによる収益力の向上では、DX、GXの導入支援と活用人材の育成、次世代“光”関連産業の創出と集積などにより、事業環境変化への対応と企業の生み出す付加価値の増大を図ってまいります。

また、地域経済の新たな活力の創造では、成長する海外市場へのビジネス拡大やスタートアップ、事業承継の円滑化などに取り組んでまいります。

中央の柱に移りまして、人材の確保、育成でございます。

働きやすい労働環境の整備といたしまして、良質なテレワークなどスマートワークや、誰もが仕事と育児を両立できる職場環境づくりを推進してまいります。

また、多様な人材の活躍・地方への人材回帰といたしまして、女性、高齢者、障がい

者、外国人、就職氷河期世代などへの多様な就労支援、県内企業の魅力発信によるU I J ターン就職の促進、経営革新の実現に向けたプロ人材の確保など、県民の活躍促進と地方回帰の流れを生かした人材の定着を図ってまいります。

さらに、人への投資の促進といたしまして、リスクリング、学び直しや企業を支える人材の体系的な育成、若手技能者の養成と技能の向上などに取り組んでまいります。

右の柱の観光誘客の積極展開でございますが、まず大阪・関西万博に向けた戦略的プロモーションといたしまして、ウェブ、SNS、多言語動画等による効果的な情報発信の強化、海外有望市場における徳島の認知度向上など、好機を生かした誘客に取り組んでまいります。

また、受入体制とコンテンツの強化といたしまして、県内DMOと連携した旅行商品の企画や、広域DMOとの連携による周遊観光の促進などに取り組んでまいります。

さらに、本県ならではの魅力の活用といたしまして、地域の伝統、文化、食、自然などを生かしたサステナブルツーリズムの推進、アニメ・プロスポーツによるにぎわいの創出など、本県ならではの魅力を生かした誘客に取り組んでまいります。

商工労働観光部におきましては、これらの施策を積極的に展開していくことにより、ポストコロナ新時代における成長と分配の好循環の実現による徳島経済の発展を図ってまいります。

次に、資料2を御覧ください。

第2点目は、徳島県観光振興基本計画（第4期）の策定についてでございます。

本県では、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、徳島県観光振興基本計画を策定しております。

まず、1の趣旨でございます。

現計画は令和元年8月に策定し、その後、新型コロナウイルス感染拡大による環境変化を踏まえ令和3年3月に改定いたしましたが、今年度が計画期間の最終年度となることから新たな基本計画を策定いたします。

計画の策定に向け、去る12月2日に知事から観光審議会に対して諮問を行い、現在、御議論いただいているところであります。

2の計画の期間につきましては令和5年度から令和8年度までの4年間といたします。

3の計画の骨子といたしまして、重要な成果指標である宿泊者数と観光消費額の増加を図ること、各主体の役割や目標を明確にした上で年度ごとに進捗管理を行うことなどの方針の下、官民一体のオール徳島での観光振興の推進体制強化、旅行者のニーズに応える観光コンテンツの充実など、五つの基本施策を掲げております。

今後、県議会における御論議、また観光審議会における御審議をはじめパブリックコメントにおいて県民の皆様から御意見、御提言を頂きながら計画策定を進めてまいります。

報告につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

原委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

ただいま部長から、徳島県観光振興基本計画の第4期の策定について御報告がありました。そして、先日に観光審議会が開催されたとのことでしたが、委員さんから頂いた意見は具体的にどのようなものがあったか紹介をお願いいたします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、観光振興基本計画第4期の策定について観光審議会が開催されましたが、その中で委員さんの御意見はどのようなものであったかといった御質問でございます。

先ほど部長から報告を申し上げましたとおり、県では観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため徳島県観光振興基本計画を策定しております。今年度が現計画の第3期の最終年度に当たりますことから、令和5年度から令和8年度の次の4年間の新たな観光振興基本計画を策定するために、去る12月2日に観光審議会に対しまして知事から諮問を行いますとともに、各委員から今後の観光施策についての御意見を伺ったところでございます。出席された19名の委員の皆様から多岐にわたる御意見を頂いたところでございまして、主な意見を御紹介させていただきます。

まず、県民に地元の観光コンテンツを知ってもらう必要がある、また観光を担う人材不足が深刻であり対策が必要といった推進体制に関するもの。また、体験型サステナブルスポーツ食など徳島にしかない魅力を打ち出すことで移住にもつながる、コロナで人の興味自体が変遷しており阿波おどりなど既存のコンテンツを若い世代に向けて面白い新しい見せ方をすべきなどコンテンツに関するもの。車椅子の方の入浴施設が整備されていないということで旅行を諦める人がいると聞いていると、施設のバリアフリー、ストレスフリーの対応は大事、また団体より個人での志向が強まっているが二次交通を強化すべきではないかなど受入環境整備に関するもの。

また、県外PRにもより力を注ぎ、旅行商品化には半年前には旅行会社に情報提供をする必要があると、なお旅行者はSNSから情報を取ることが多いということで、インフルエンサーなど影響力のある人に情報発信をという情報発信に関すること。

最後には、インバウンドにつきましても欧米は団体より個人と、特に体験型観光や文化に興味があると、またインバウンドは今はまだ完全回復には至ってませんが、万博に向けて外国人旅行者にいかに県内で消費してもらえるかを検討すべきといったような御意見を頂いたところでございます。

喜多委員

いろいろ御意見があったようでございます。推進体制に関するものとかコンテンツ、受入環境整備、情報発信、そしてインバウンドということで、どの御意見も今後の観光政策には大変重要な意見だと思っております。

資料2には第4期計画の骨子がありますが、各委員さんの御意見を踏まえ今回どのような新たな要素を盛り込んだ基本施策の下、計画を策定していくのかお伺いいたします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、この御意見を踏まえて今回どのような新たな要素を盛り込んだ基本施策の下、計画を策定していくのかという御質問を頂いております。

現計画の策定時であります令和元年には全く予想もしていなかった、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした新しい生活様式の普及でありますとかデジタル化の進展、人々の価値観の変容などのパラダイムシフトによりまして、県の観光施策も大きく変わっていくことになるかと考えております。

この度の骨子案はこのような環境の変化に加えまして、2025年の大阪・関西万博、2027年のワールドマスターズゲームズの開催など、本県特有の状況も踏まえまして推進体制の強化、コンテンツの充実、受入環境整備、情報発信・誘客営業の強化、また今後ビッグイベントを控え絶好の機会を迎えますインバウンド誘客の五つの基本方針を柱に、審議会でお諮りさせていただいたところでございます。

先ほど御紹介させていただきました審議会での御意見を踏まえまして新たな要素として具体的に申し上げますと、基本施策の五つにおきまして、推進体制強化におきましては行政、事業者、DMO観光推進協議会等、様々な組織の主体的な参画、それから観光産業を支える人材の確保、育成。それから、コンテンツの充実につきましては本県での強みでありますサステナブルツーリズムの推進、既存コンテンツの新しい見せ方。また、受入環境整備につきましては観光施設、宿泊施設のバリアフリー、ストレスフリー対応。また、情報発信誘客営業の強化につきましてはデジタルマーケティング、SNS、インフルエンサー等の有効活用。最後になりますが、インバウンド誘客の推進につきましては万博を訪れる訪日外国人の周遊促進のための旅行商品造成などの取組を、今後の新たに計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

そのほか、国の観光立国推進基本計画も改定の動きがあることから、その方向性も見ながらという御意見も頂いておりますので、今後、県におきましてもこういった御意見も含めまして計画の素案の策定を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

分かりました。各委員さんの御意見をしっかりと踏まえた計画の策定をお願いしたいと思いますが、今話がありました徳島県観光振興基本計画（第4期）の計画策定スケジュールについてお願いいたします。

利穂観光政策課長

喜多委員から、今後の第4期の計画策定のスケジュールについて御質問を頂きました。

今後2月を目途に次期計画の素案を作成しまして、観光審議会も同時期に開催して御意見を頂きたいと考えております。その後、県議会に対しましても素案を御報告しまして御論議を頂くとともに、パブリックコメントにより県民の皆さんの御意見も頂いた上で策定を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

コロナが3年目を迎えようとしております。観光業界についてもコロナ禍から一刻も早く回復して、今後控える大阪・関西万博などビッグイベントに国内外の多くの観光客の方々にお越しいただき、本県の観光を楽しんでいただくには今から官民一体となって計画的に取り組むことが必要と思います。そのために、実効性のある計画となるようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、9月の委員会でも9月補正予算のサステナブル観光・外国人誘客推進事業におけるドイツでの観光プロモーションについて質問いたしました。現在どのような状況でしょうか。

また、先日の本会議においても酒池副知事より、ドイツでサステナブル観光と国際MICEについて自らプレゼンテーションを行う旨の発言がありましたが、その内容について併せてお伺いいたします。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま喜多委員より、ドイツにおける観光プロモーションについて、その状況と内容についてお問い合わせいただきました。

ドイツ・ニーダーザクセン州友好交流提携15周年記念事業における観光プロモーションにつきましては、まず本県が世界に誇る阿波おどりの指導者を派遣し、12月18日に日独協会主催により、ハノーファー市の旧市庁舎で行われる交流イベントのジャパンデーにおきまして、来場者の皆様と一緒に踊る阿波おどりを実施します。次いで、12月19日にはオルデンブルク市のIGSフレイテンタイツヒ校を訪問し、生徒に阿波おどりの歴史や踊り方を学んでもらうワークショップを行います。続いて、ニーダーザクセン州・首相主催のレセプションにおきまして阿波おどりを披露いたします。

また、旅行愛好家に影響力のある現地メディアを活用したプロモーションといたしまして、ジャパンデーの会場における観光ブースの設置、ウェブ上にドイツ向けランディングページを設置し本県観光の認知度向上を図るとともに、ウェブアンケートによりドイツ人の旅行ニーズを調査します。また、現地旅行者のリアル店舗におきましてPRを行います。

さらに、12月20日には酒池副知事より、ニーダーザクセン州の観光協会である観光マーケティング・ニーダーザクセンにおいて州政府関係者等に対し祖谷溪、ゼロ・ウェイスト、DMVなど本県の強みであるサステナブルツーリズムをはじめとする観光コンテンツや国際MICE誘致に向けた制度等の紹介など、本県観光の魅力をしっかりと伝えます。

喜多委員

分かりました。ドイツに加えて米国にも行くとのことでしたが、米国での事業内容についても教えてください。また、ドイツ、米国とプロモーションを続けた後、その成果を踏まえその後のインバウンド展開にどうつなげていくのか、お伺いをいたします。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま喜多委員より、米国における観光プロモーションについての内容と、ドイツ、米国とプロモーションを続けた後にどう展開していくかについてお問い合わせいただきま

した。

米国は本県の外国人宿泊者数におきまして全体で4位、欧米の中で1位となっており、さらにはサステナブルツーリズムやDMVに関心が高く、今後、誘客数の高い伸びが期待できます。そこで、県内DMOの連携を生かした新たな取組として、米国をターゲットとしたプロモーションを展開することとしています。

具体的には、来年2月18日から19日の2日間、ロサンゼルスで開催される米国最大級の旅行博覧会LATA Sに出展し、サステナブルツーリズムに関心の高い一般消費者や観光業界関係者に向け本県の魅力を積極的にPRします。渡航メンバーとしては観光政策課、西部・南部各県民局、DMO、県内観光関連事業者を予定しており、日程は調整中ですが、現地旅行者に対しファムツアーの招請や国際MICE誘致に向けた営業活動を行います。

また、ドイツ、米国のプロモーションの成果を今後どのように生かしていくかについてでございますが、両国それぞれにおきまして関連の政府機関や現地旅行者あるいは旅行関係団体といったところに営業いたしますので、帰国後もSNSやメール等を通じて現地で頂いたお問合せへの回答、興味を持っていただいた情報の追加情報の発信、さらには本県観光の最新情報を随時発信していきます。

また、現地プロモーションや営業で得たデータ、本県が欧米に本格展開する上での観光コンテンツや旅行ルート、情報発信等における課題や強みなどを整理して改善や磨き上げに努めるとともに、改善したコンテンツなどを再度ドイツ、米国の旅行会社等と協議させていただき、適当な時期に旅行造成を前提とした下見やファムツアーで来ていただけるように条件を整えていければと思います。同時に、ドイツ、米国はそれぞれ欧米の核となる地であり、現地の旅行会社もグローバルに支店や本店を持つ会社が相当数あると考えられますので、まずはドイツ、米国の旅行会社のカウンターパートに徳島のファンになっていただき、彼らの知己やネットワークを通じて他地域にも広くプロモーションの横展開を狙っていければと考えております。

こうしたことから、ドイツ、米国でのプロモーションにまずは全力を注いで、しっかりと本県の観光PRと、現地旅行会社等との関係構築に努めてまいりたいと考えております。これらの取組により、旅行商品の造成や国際MICE誘致を実現するとともに、更なる市場拡大を図り、アフターコロナや大阪・関西万博を見据えた本県観光の更なる飛躍へとつなげてまいります。

喜多委員

今回の友好交流提携15周年を機会に更なるインバウンド誘客の拡大に向けて、今回のドイツ、米国へのプロモーションを生かしてしっかりと取り組んでいただきますようお願いして終わります。

西沢委員

人材の育成ということで、これからの時代というのはコンピューター、AIですね。コンピューターの人間に対する補助ができない部分が、人材育成にとって大事なんじゃないかと。AIというのはものすごい量を蓄積して、それをいろいろ利用していろんなものを作り上げていくとか、そういうような分野は得意なんだけど、ものを考える分野ではまだ

難しいと思うんです。そういうものを作る発想力というようなものを人材育成の中心に挙げるといことは、これからの時代は大切なんじゃないかなと思うんです。

例えば、1年に1回か2回、発明展なんか開いたりしますよね。あれは発想力の強化という意味では役立つと思うんですけれども、そういう発明の勧めとか発想力の勧めとか、そういうのをどんどんいろんな意味で強化していく。だから、発想力では、みんなが集まって発想力を競い合うとか、単なる発明展とかいうだけでなく、もっともっとそういうのを強化していけば、これからの時代のいい人材ができていくんじゃないかなという気はするんです。

これは教育委員会のほうでもそうですけれども、教育委員会でも学校で教えるのをそういう発想力を中心にした授業とか、そのための自然観察とか、そんなものを強化して人材育成を図っていくということが、これからやるには一番いいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。これは初めての話なんで検討してもらえないんですけど、今すぐ答えが出ますか。

三宅企業支援課長

西沢委員から、これからの人材育成には発想力を高めるようなことが必要ではないかという御質問でございますが、本県では中小企業の強い組織づくりの支援のために、各セミナー等を通じて経営の核となる人材育成と、経営課題解決のための専門家派遣を一体的に実施しており、知事を館長といたします、とくしま経営塾平成成長久館を開校しているところでございます。この長久館では、経営トップ、中間管理者、現場管理者といった研修の対象となる人材の階層別、また分野別に総合的、体系的に企業や県民の皆様に分かりやすくお示しして講座を開いているところでございます。

西沢委員のおっしゃいますように、発想力を高めるということは企業経営の中でも非常に重要なことだというふうに認識しておりますので、今後、長久館の来年度の講座等を考えていく中で、発想力を高めるような講座等もメニューの中に含めていくような形で検討してまいりたいと思います。

西沢委員

商工ですから企業というのが中心になると思うんですが、そういう企業の中だけの発想力じゃなくて県民全体、いろんな集まりとかいろんな発明展とか、競い合うところとかいろんなところで盛り上げていく。そうすると、自然と企業力も上がっていくということになると思うんで、ちょっと範囲は広がりますけれども、そういうふうに今までやってきた程度でなくて、一桁違うぐらいの加速で進めていったら10年後ぐらいにはすごい発想力の強い県になるんじゃないかなと思うんです。子供から大人までそういうのもやっていただけたらなと、これは要望で終えておきます。そういうことをどんどん強化してほしいという思いです。

それから、今日の資料の中で入ってないのが、巨大災害の発想力がないんじゃないかなという気がします。今、南海トラフ地震がもう目の前に迫ってる中で、一番問題なのは各沿岸部の特に企業なんかはどうなるかということです。そういうのをどないかちょっとでも安全な方向に、または来てもバックアップ的なものを。企業そのものの在り方をやっば

り考えないと、各会社や各企業が考えてることはあるんでしょうけれども、現状で考えるとなかなか難しいですね。

だから、そこらの発想をどういうふうなことをしていけばいいのかというのはまだまだ考えないかと思うんですけれども、やっぱりそれらの強化策がなかったら、来たらそれで終わりちゃうという程度では駄目なんで、できるだけ被害が少なくなるような方向性をこの中にも。多分、これと匹敵するくらいでかい問題だと思うんで、いかがですか。これはこの中に全然入ってないやつですから。

原委員長

小休します。(11時01分)

原委員長

再開します。(11時02分)

出口商工政策課長

ただいま西沢委員より、企業防災についてのお問合せがございました。

御承知のとおり、徳島県では、特に津波災害であるとか最近ゲリラ豪雨、豪雨災害等が非常に激しくなっておりますので、それらに対応したBCPを既に全国に先駆けまして平成19年3月にマニュアル化してございます。

それで、現在、徳島大学の中野特命教授であるとか湯浅講師の御協力も頂きながら毎年、経済団体の中央会の御協力も頂きながらセミナーを開催して、できるだけBCP策定の企業の輪を広げていく取組をしております。現在ですけれども……

(「いいです。ちょっと方向性が違うんで。」という者あり)

西沢委員

ちょっと方向性が違うんで先に言わせてもらいます。さっき言いましたように、各企業はそういうBCPの関係で自己防衛を図ってるのは事実です。でも、それだけでいけるんかといったら、企業というのは自分の企業だけじゃないですから、いろんな流通の中で企業同士のいろいろな関連の中で企業が成り立っている、又は消費してくれる人がおって成り立っていきよるんです。自分の企業のBCPだけでこれができるというのはちょっと難しいんですよ。いろんな関連があって企業というのは成り立っていつてる。

だから、例えば徳島県がばさっとやられたときには、鳥取県との防災協定がありますね。鳥取県の商工同士のつながりの中で、できるだけフォローしてもらおうような仕掛けを作るとか、それはお互いですよ、そういうことを考えるとかいうふうに、一企業じゃなくてもっと大きな範囲の中で助け合いをするような、全く違う角度のものもいるんじゃないかなと。そうじゃないと各企業だけではなかなか難しいと、私は思うんです。

出口商工政策課長

ただいま西沢委員より、個の企業の独自防衛に限らず、企業は単独に存在するのではなくサプライチェーンの一員であるから、そこにも配慮した取組が必要でないのかという御

質問がございました。

先ほどちょっと中途だったんですけれども、説明させていただいたBCPマニュアルというのは、まずは自社の従業員であるとか建物であるとか、設備とかの資産、保有財産を守るというのが一つ目でございます。

ただ、社会的な存在、社会的な役割を担っていることから、サプライチェーンが途絶えたら、まずその企業にはコアな事業を洗い出していただきまして、被災後に人命の安全を確認した後、どの業務を社会的な責任から一番最初に復旧、復興していくのかというような業務の洗い出しをしていただきまして、これをじゃあ1週間以内とか2週間以内に立ち上げるために自社だけでは無理な場合は、サプライチェーンの中で他社からこの部品の供給を得るとか、この設備を借りるというところで、自分のところに任された社会的な役割ができるだけ早く復旧できるようなマニュアルを作ってください、その場を増やしていただいとるところでございます。

西沢委員

そういうことを分かって言ってるんですけれども、現在の位置でかなりやられてしまうと、企業そのものがポシャってしまうという、なかなか動かせない企業がある状態の中で、企業防衛というのは非常に難しいですよね。例えば、役場とかで災害にやられてしまうというときは違うところを拠点にするようにやって作ってますね。だから、企業もそこだけじゃなくて違うところも含めて、そこが中心になっても構いませんけれども、また違う二次的なところもやってもらうような、例えば津波にやられないようなところに企業団地を造るとか、要するに地域を丸ごと考えていく、もっと広く考えていく。そして、その中で自分らの努力だけじゃ足りないところはさっき言ったように他県に応援を願う。鳥取県と応援協定を結んでるんだから、そこは災害の形態が違うところですから、お互いの協力の中で足りないところはそれを求めるような方向に持っていくとか。要するに、ちょっと範囲を広げた中でいろんなやり方というのを進めていかんかったら、多分、今やってるBCPが当然あるし、サプライチェーンの中で広げていくというやり方もあるけれども、現状を打破するのはなかなか難しいんじゃないかなという思いはします。

だから、これが格好だけかどうかはよく分からんけど、格好だけであるのであればそれは無駄な話です。ただ、さっき言いましたように、まず人材を、従業員の安否確認とかそういうことはできますけど、それだけではその企業を保たせるということはかなり厳しい状態もある。人のことも言えません、うちの企業も一緒ですけれども、そういう違うところに持っていくという余力もなかなかないから厳しいところはあるかも分かりませんが、そういう方向へ持っていく努力も必要んじゃないかな。もっと大きい目線の中で、企業防衛みたいなものを考えていく必要があるんじゃないかなという思いはします。これは今言ってもすぐ結論は出ませんから、こういうことも考えてほしいなということでこれでとどめます。

梶原委員

観光施策について何点か伺いたします。

先月の11月27日に公明党として、四国の運輸局の代表とか前の国交大臣の赤羽衆議院議

員に来ていただいて、県内の主な交通観光事業者の方から意見を伺う機会がありまして、徳島県観光立国推進懇話会というのをさせていただきました。そこで、様々な今のコロナ禍の中で課題等が出ましたので何点かお伺いします。

先ほど利穂課長さんのほうからも審議会での意見の内容が出たんですけども、懇話会でも一番多く声があったのが、やっぱりとにかく人手がないと。コロナ禍がこれだけ長くなるとは思ってなくて、離職をされた方もかなりおられるということで、そういう方が戻ってこない。今ちょうど観光などもスタートしたばかりで、これから盛り返そうというところなんですけれども、とにかく人がいないので、その確保に四苦八苦してるという意見をほとんどの観光業者の方が言われておりまして、先ほども審議会ですべてそういう意見があったというお話がありましたけれども、これは県として人材不足に何か支援できることはないか、お伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

梶原委員から、観光について人材不足があるということで、県としてはどのような取組をしているのかといった御質問を頂きました。

観光の観点から申し上げますと、2025年の大阪・関西万博の開催を控えまして国内外から本県への誘客を図る絶好の機会であるということで、今正に観光産業を成長産業として定着させる重要な時期であると考えております。さらに、サステナブルツーリズムでありますとか新しい旅行スタイル、観光トレンドへの対応など、コロナ後を見据えた新たな観光の形も求められてるといったところがございます。こうした観光産業を取り巻く変化に柔軟に対応できる観光人材を育成するために、産官学連携によります学びの場、とくしま観光アカデミーというのを令和2年度から開講しているところでございます。

このアカデミーにつきましては、観光人材の即戦力の強化、次代の観光産業の担い手を育成、地域で活動する観光人材の創出を図るため、観光事業従事者、社会人を対象としたビジネスコース、高校生、大学生、社会人を対象としましたチャレンジコース、ボランティアガイドやアクティブシニアを対象とした地域で活躍コースの三つのコースを設けております。本年度におきましても、徳島大学とイーストとくしま観光推進機構と連携しまして、より多くの方に日本の観光産業のトップランナーである講師陣の最先端の観光地域づくりの考え方や、先進地域の成功事例などを学んでいただける機会を提供させていただいてるところでございます。

今後とも県内観光事業者の皆様をはじめまして、地域連携DMOでありますとか経済団体、高等教育機関の皆様との連携の下、観光産業の成長に向けまして本県の宝となる観光人材の継続的な育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。私もそういう取組をされてるといのはちょっと存じ上げておりませんが、今三つのコースで学ばれてるといの方がおられるという、今年度は何名ぐらいの方が学ばれているんでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま梶原委員から、とくしま観光アカデミーの今回の受講者数についてでございます。

このコースは先ほど申し上げましたけれども、三つのコースから成っております、各コース定員30名となっておりますが、まずビジネスコースにつきましては44名、チャレンジコースにつきましては38名、地域で活躍コースにつきましては51名、延べ133名の方々が受講されているといった状況でございます。

梶原委員

分かりました。133名、本当に貴重な人材育成ということで大事な事業かと思っておりますので、引き続いてしっかりとやっていただきたいと思います。これは定員がそれぞれ30名ですか、これはかなり超過してるんですけども、これから定員をどんどん増やしていくみたいなことも考えられてるんですか。

利穂観光政策課長

ただいま梶原委員から、観光アカデミーの定員について御質問を頂きました。現在30名ですが、状況を見ながらまた検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

次に、今、人材不足ということでお伺いしましたけれども、やっぱり日本人の方がなかなか確保できないということで、これからは外国人の方に頼らざるを得ないという声が観光事業者の方からもありまして、今日見させていただいた令和5年度に向けた基本方針の中でも、多様な人材の活躍、地方への人材回帰ということで、その中で外国人の就労支援も行っていくというふうに書いてあるんですけども、これはこういった取組を考えられてるのか、教えていただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま梶原委員から、外国人の就労支援の取組について御質問がございました。

県におきましては、こういった外国人材の支援という部分につきましては、まず外国人の人材の雇用コーディネーターを労働者福祉協議会に配置いたしまして、企業や外国人材のニーズを把握しながら採用に係る留意点、また採用後のサポートに係る情報発信などを行いまして、人材の採用や定着を支援しているところでございます。

また、県内の大学ですとか経済団体などと連携いたしまして、県内での就職に関心のある外国人留学生をはじめ県内在住の外国人の方々、外国人材の雇用を希望している企業とのグローバルキャリアフェア、就職面接会などを開催しているところでございます。

さらに、県内の在住外国人や留学生などを対象にいたしまして、スキルアップに向けた自動車運転免許取得支援講座などをはじめまして、就労に必要な能力の獲得を促進する各種講座を実施しているところでございます。

こうした取組を推進いたしまして、今後とも外国人材の県内就職はもとより、職場定着を促進してまいりたいというふうに考えております。

梶原委員

分かりました。これは県のほうからも様々な情報提供を、観光業界と外国人の方を結びつけるための取組をやっていかれるとは思いますが、対象になる県内在住の外国人の方というのは、留学生じゃなくて徳島に定住されてる方を対象ということですか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま梶原委員から、事業の対象についてのお話がありました。

こういった事業の対象につきましては、幅広く県内在住の外国人の方々、また外国人留学生についても対象にして幅広く対応しているところでございます。

梶原委員

分かりました。これも観光アカデミーと同じく大事な事業だと思いますので、しっかりとうまくマッチングができるように積極的にやっていっていただきたいと思います。

それと、これからゼロゼロ融資の返済が始まって、企業の資金繰りが大変難しくなるというお声がありました。特に、大きな施設を抱えてるところとかは、本当に立ち行かなくなるんじゃないかということで、大変心配されてる業者さんもおられたんですが、この点については本会議でも出てたような気がするんですけども、県としてどのような支援策を考えられてるのか、教えていただきたいと思います。

三宅企業支援課長

梶原委員から、ゼロゼロ融資の返済が始まるに当たって、資金繰り支援についての御質問でございます。

長く続いておりますコロナ禍で物価高騰が続いていることから、県としては伴走支援型経営改善資金とか経済変動対策資金、物価高騰緊急対策枠等の借換え可能な資金を創設して、これまで資金繰り支援を行ってきたところでございます。先日成立いたしました国の令和4年度第二次補正予算におきまして、民間のゼロゼロ融資、実質無利子、無担保融資からの借換え事業に加えまして、他の保証付き融資からの借換えとか新たな資金需要に対応するため、新たな保証制度が創設されることとなりました。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大しております中小企業者等の返済負担の軽減を図るとともに、新たな資金需要にも対応できるよう資金繰りの円滑化を目指すものでございます。こちらの概要といたしましては、保証限度額1億円、保証期間10年以内、据置期間5年以内、あと保証料につきましては国の補助後0.2パーセントとなっております。あと100パーセント保証の融資の借換えにつきましては100パーセント保証での借換えを可能とするという内容となっております。また、要件といたしまして、現在の伴走支援型特別保証制度の要件でございます売上高の一定程度の減少に加えまして、今回利益率の一定程度の減少という要件も追加となると聞いております。これに加えまして、金融機関の継続的な伴走支援を受けるということになっております。

今後につきましては、代表質問で岡本議員の御質問に知事からお答えしたところではございますけれども、現在、国におきましてそのスタート時期も含めまして、新たな保証制

度の詳細な設計を行っているところと聞いておりますので、内容が判明次第、直ちに対応できますように信用保証協会、金融機関、各支援機関と連携してまいりたいと思います。

梶原委員

分かりました。支援の借換え保証制度ですか、この二次補正の内容が判明次第とおっしゃったんですけれども、いつぐらいに具体的な内容が出る見込みなんですか。

三宅企業支援課長

新たな保証制度のスタートの時期ですけれども、今のところ国のほうからいつ頃になるという、名前も含めて明確な提示がございませんので、それを待って、出ましたら直ちに対応したいと考えております。

梶原委員

本当にこれはゼロゼロ融資とほぼ同じような内容が継続してできればいいなどは思っているんですけれども、とにかく業者の方にとってはこれが命綱になると思いますし、信用保証協会も関わってくるかと思っておりますので、またしっかりと支援をお願いして、県内の企業さんをしっかり守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それともう一つが、やっぱりこのインバウンドの需要に対して非常に大きな期待をしているというお話も出まして、このインバウンドについて最近の状況と今後の見通しについてはどういうふうなのか、教えていただきたいと思ひます。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま梶原委員より、本県のインバウンドの現況について御質問を頂きました。

インバウンドにつきましては、国により6月10日に外国人観光客の受入れが約2年2か月ぶりに再開され、さらには10月11日より入国者数の上限撤廃や個人旅行の解禁など、更なる水際対策の緩和が行われたところです。

観光庁の統計によりますと、全国におきましては、外国人延べ宿泊者数が9月において81万5,750人泊、2019年の同月比でマイナス90.1パーセント、前年の同月比でプラス179.0パーセントだったところ、水際対策が大きく緩和された10月につきましては216万3,780人泊、コロナ前の2019年の同月比でマイナス78.9パーセント、前年の同月比でプラス594.3パーセントと増加しております。10月につきましては、まだ県別の数字が公表されておりませんが、9月の本県の外国人延べ宿泊者数につきましては960人泊、2019年同月比でマイナス90.0パーセント、前年の同月比でプラス174.3パーセントと、全国と同様の傾向となっております。

コロナ前におきまして、外国人延べ宿泊者数第1位であった香港からのツアーがいち早く再開され、以降、外国人観光客は増加傾向にありまして、例えば渦の道の外国人入場者数を見ましても、9月は団体が37人、個人が0人だったところ、11月は団体が422人、個人が208人と、個人、団体とも増加してきております。また、宿泊事業者からは東アジアはもとより欧米豪からの宿泊予約や問合せが急増していると聞いておりまして、インバウンド回復に向けた兆しがみられるところです。

今後もインバウンドの完全回復と本県観光の更なる飛躍へと着実につなげるため、9月補正予算でお認めいただいたドイツ、米国への誘客プロモーションをはじめ、引き続きインバウンド誘客の拡大に向けた観光プロモーションを積極的に行ってまいります。

梶原委員

分かりました。団体、個人客ともに増加しているということなんですけれども、これは特に香港からが多いんですか。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま梶原委員より、本県の受入れの国について、特に香港について多いかということについてお問い合わせいただきました。

渦の道につきましては、7月30日にEGL Toursさんのツアーが再開され、以降、定期的なツアーが来ておりますので、香港が多い形となっております。あと、10月11日に個人旅行が解禁されてからは、ドイツやアメリカそしてオーストラリアといった、いわゆる欧米豪の国からの誘客もございます。

あと、先ほど外国人延べ宿泊者数について述べましたけれども、従業員数が10人以上の宿泊施設の統計ですと、やはりそちらのほうではアメリカ、香港といったところからの宿泊者数が多い形となっております。やはり本県の強みであるサステナブルツーリズムが刺さっているのかとか、香港からはコロナ前に誘客数が1位だったところがいち早く復活してきているのかなと、推察しているところでございます。

梶原委員

コロナ禍前からやっぱり香港が特に多いということでお聞きしています。この前も申しましたけれども、県の上海事務所があるので、台湾も面白いマーケットですから、台湾、韓国、中国本土にウイングをしっかりと広げていただいて、どんどん集客を凶っていただきたいと思います。

最後に、これは9月議会でもお聞きしたかと思うんですけれども、外国から来られてる方のマスクの着用の対応としては、国が新たなマスク着用についてのガイドラインを設けたように聞いてるんですが、県内においてはどういうふうな対応をされてるのか、教えていただきたいと思います。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま梶原委員より、県内における外国人観光客に対するマスク着用への対応について御質問を頂きました。

各宿泊事業者とか観光施設の方からのお話によりますと、基本的にはツアーの行程におきまして屋外においては状況によりマスクを外すと。室内におきましては、食べるときはもちろんマスクを外すんですけれども、基本的にはマスクを付けていただくようお願いしているところでございます。

梶原委員

分かりました。ほかにも様々な御意見が出たんですけれども、これは国の問題だとは思いますが、GoToトラベルのルールが地方任せで、47都道府県のルールがそれぞれ違うということですね。それが混乱の一つの原因になってるみたいな話も出ました。

また、今は電子クーポンとか電子QRコードという方法もあるらしくて、それが使えない人が多いみたいな意見もありまして、国のほうでもこれから改善してくるんだとは思いますが、また県のほうでも支援ができるような点がありましたら、その辺もしっかり支援をしていただきたいと思います。

第8波で業績の回復はこれからだと思ってるんですけれども、県の積極的な御支援をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

達田委員

今回示されました令和5年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針にも関わるんですけれども、この二つ目の人材の確保、育成というところで、働きやすい労働環境の整備ということが挙げられています。良質なテレワーク等、またスマートワークの推進とか、誰もが仕事と育児を両立できる職場環境づくりの推進ということが掲げられています。

今、子供の数が減ってきているんですけれども、保育所とかそういうところに対するニーズというのが非常に多くなってきているのではないかと思います。それで、徳島県において働きやすい労働環境、そして仕事と育児を両立できる職場環境づくりということで、具体的にどのような対策をとられてきているのか、お尋ねいたします。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、誰もが仕事と育児を両立できる職場環境づくりの推進ということで、どういった取組をしているのかというような御質問を頂いたところです。

県におきましては、まず働きやすい労働環境の整備のところに記載をしておりますテレワークの導入をはじめとするスマートワーク推進のほかに男性育休の推進を行いまして、女性に比べ取得率の低い男性育休を推進いたしまして経営層をターゲットにした普及啓発を行っているところでございます。

また、仕事と子育ての両立の部分になりますけれども、ファミリー・サポート・センターを設置いたしまして結婚、出産、育児などにかかわらず安心して働くことができる環境を整備することを推進しているところでございまして、病児・病後児預かりの支援に取り組んでいるところでございます。

また、子育てに優しい職場環境づくりの推進といたしまして、はぐくみ支援企業の制度を設けまして、こういった企業を認証、表彰いたしまして、これに対してインセンティブを与えることにより、子供を産み育てながら働き続けることのできる職場環境の整備を推進しているところでございます。

また、多様な就業機会の創出といたしまして、短時間正社員制度の導入や業務の切り出し等を推進いたしまして、働きやすい職場づくりを進めているところでございます。こうした取組を総合的に実施しているところでございます。

達田委員

いろいろお答えいただきました。今は保育所へ子供さんを預けながら働くというのが本当に多くなっているんですけども、お迎えの時間を気にしながら一生懸命お迎えに行かないかんというのがありますし、子供さんが熱が出たときに休まないかん。特にコロナ下で子供さんにどんどんコロナがうつってしまって、もう仕事に行けないような状態が続いてしまうと。一家中が濃厚接触者ということになって仕事に行けないとか、いろんな大変な時間を過ごされたようなんです。

そういうときに、やっぱりゆっくりと休んで体をちゃんと回復させて仕事に行くというのが一番大事なんですけれども、コロナではない普通の発熱があるときに、子供さんを誰も見てくれないという場合、見てくれるところが近所であれば本当に助かると思うんです。感染症でない普通の発熱とかが子供さんの場合はよくありますよね。そういうときに、私の知ってる職場では少々熱が出ててもちゃんと見る人がいますから来てくださいという職場内保育所があるというふうにお聞きしたんです。そういうところもあるわけなんです。それで、そういう職場に保育士を持っている、いわゆる企業内保育所の徳島県の現状はどういうふうになっているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、企業内保育所についての御質問を頂きました。

企業内保育所、事業所内保育所をはじめ認可外の保育施設につきましては、次世代育成・青少年課の所管にはなりますけれども、労働雇用戦略課におきましても、内閣府の事業を活用いたしまして企業主導による休日や夜間の対応、また勤務時間に合わせた保育、複数によります共同利用など、柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育施設の設置を推進しているところでございます。この保育施設の設置に当たりまして設置アドバイザーを配置いたしまして、きめ細やかな相談対応を行っているところでございます。

県内の企業主導型保育施設につきましては、次世代育成・青少年課に確認いたしましたところ9月1日時点で26施設ございまして、定員976名のうち利用児童予定数が816名とお聞きしているところでございます。

達田委員

ありがとうございます。これは施設によって定員も違うと思うんですけども、定員別に分かるのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、定員別の数字というお話でございます。企業主導型保育施設の一覧の部分については整理いたしておりますけれども、定員数別に集計した資料は現在のところない状況でございます。

達田委員

分かりました。また後で分かりましたら教えていただきたいと思います。

私がお聞きした範囲では、ちょっとした風邪の熱ぐらいだったら見てくれますと、ちゃんと看護師さんが付いて見てくれるというところもあったわけなんです。

ただ、普通的时候は公立の保育所に行っていて、お母さんが仕事に行くためにそういうのを見てくれるというんですけれども、全然知らない人のところへ突然行くわけです。それも病気で調子が悪いときに預けるわけですから、1日預けてみたんですけども、子供がどうもじっくりこなくて1日中泣き放しだったとかいうことです。これは本当に子供さんも大変だしお母さんも心配だということで、せっかく見てくれるところがあるんですけれども、じっくりこなかったというようなお話も聞きました。

それで、やっぱりずっとそういうところに預けられていれば、何かあったときに病児保育も別にしていけるということでもいいと思うんですけれども、この企業内保育所というのはメリットとデメリットがあると思うんです。人数が少ないために突然行っても子供がなかなか周りとは慣れないとか、施設でいえば普通の保育所のように園庭が広々とあるわけでもなく、職場の中の一つの部屋を保育室にしているというようなところもあるようです。ですから、環境面でどうなんかなという面もあるんですけれども、県としてはこういう保育所をどんどん増やしていきましょうという方針なのか。それとも、企業にお任せという状況なんでしょうか。どういうふうに取り組まれるのでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、こういった企業内保育所の推進について御質問を頂いたところでございます。

私どもが推進しております企業主導型保育施設につきましては内閣府の事業を活用して対応しているところでございます。なお、内閣府のほうからは施設整備費、また運営費等の支援もされているところでございまして、企業がこの制度を活用していくというような形で推進されているところでございます。

企業からこういった活用を求める部分がありましたら、当課といたしましても積極的に対応しているところでございます。なお、現在こういった単独の施設運営という部分以外にも共有の施設開放といった部分も推進されているところでございまして、こういった部分についても積極的に推進してまいりたいと考えております。

達田委員

内閣府がそういうふうに進めておられるところというのは、厚生労働省の基準にちゃんと基づいてやってるかどうかが求められると思うんです。ですから、ほかの保育所と同じような基準が守られていると思うんです。ただ、今私が申し上げたのは、病児保育であるとか、そういうことを特別にやってくれるというようなことで取り組んでおられる企業もあるということで、それは少人数ですから何か基準に沿ったというものではなくて、企業が独自に従業員の方が働きやすいような環境づくりに取り組んでおられることだと思うんです。そういうところも今後増えてくるんじゃないかと思うんです。

コロナのように本当に感染症がどんどん増えていくと、なかなかお預かりするようなことはできないと思うんですけれども、子供さんによったら疲れで発熱とかもよくありますので、そういうときには保育所からお迎えに来てくださいと言われて仕事を休んで迎えに行かないかということもあると思います。そういう場合に、職場に見てくれるところがあれば本当に助かるという声も聞きましたので、やっぱりそういう緊急預かり、一時預か

りというようなことをやってくれる保育所というのがこれから増えていくというか、そういうのも必要ではないかなと思うんです。

たまたま私がお聞きしたのは、子供さんがそこで慣れなかったのかかわいそうなことしたというお話だったんですけれども、そうじゃなくて二、三日通っていると慣れてくるかも分からんし、お母さんも安心して働けるようになっていくかも分かりません。

そういういろんな形態によって、保育所によって厚生労働省の基準でちゃんとやっていると、内閣府の補助金が出るというのがあると思います。

緊急で預かってほしいわ、本当に困るわというときに預かってもらえるような保育所が企業さんの努力、そして行政としてもそういうところに支援して、保育ができるようなところを整えて増やしていただきたいと思います。県としてもそういう取組を是非していただきたいと思いますという要望なんです。是非、そういう意味でも考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つなんですけど、先ほどお話が出ましたはぐくみ支援企業というので、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業さんをはぐくみ支援企業としているということなんですけれども、これの数の推移というか、どんどん増えてきているんでしょうか。それとも横ばいなのか、現状を教えてくださいなと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、はぐくみ支援企業の認証企業数について御質問を頂きました。

はぐくみ支援企業の推移でございますが、令和2年度が271事業所、令和3年度が277事業所、令和4年度10月末現在の集計が315事業所で推移しているところでございます。

達田委員

これは増えてきているわけなんですよ。はぐくみ支援企業というのが子育てに優しい職場環境づくりというんですけれども、具体的にどういうふうなことをされているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、はぐくみ支援企業がどういった取組をしているのかという御質問でございました。

はぐくみ支援企業につきましては、国のほうに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を出しまして、それぞれの企業がどういったことに取り組むかという目標を立て計画に示しまして提出するような形になっております。

まず、その中での取組についてどういった項目が決められているかという部分を御紹介させていただきますと、まずは男性の子育て目的の休暇の取得促進ですとか、育児介護休業法の育児休業制度を上回る休業制度の実施、時間外休日労働の削減のための措置、年次有給休暇取得の促進のための措置、こういった項目などが定められておまして、各企業によってどの目標を設定するかをお決りいただき提出いただく形になっております。

達田委員

内容についてはその企業さんが決めるということですので、それぞれ独自の取組をされていると思うんですけれども、やはり子育て支援といいますと、両親そろってる場合もありますし、シングルの場合もあります。どういう御家庭であれ、やっぱり子育てがしやすいような職場環境づくりって大事だと思うんですけれども、まずはとにかく毎日残業があるというような状態では子育てはなかなかうまくいきませんので、やっぱり残業をなくして定時に帰れるというようなことが一番大事なんじゃないかと思うんです。

そういうことについて、県として企業さんに、子育てしやすい環境づくりのために残業なしで帰れるような職場にしてくださいよというような働き掛けはされているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、時間外労働削減に向けた働き掛けについて御質問を頂いたところでございます。

先ほど御説明させていただきました、はぐくみ支援企業の認証、表彰につきましては認証に対するインセンティブを設けておりまして、企業さんのメリットがあるような形で推奨しているところでございます。また、アドバイザーの派遣や積極的な広報を行っておりまして、この認証企業数をできるだけ増やしていこうと、県としても取り組んでいるところでございます。

こうした取組を推進いたしまして、職場環境の整備がしっかりと企業によって取組まれるよう、はぐくみ支援企業の制度について普及促進をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

達田委員

子育てしやすい職場環境づくりというのは、やっぱり子育てしやすい徳島県であってこそだと思うんです。だから、全体が子供さんを社会的な存在として大事にして育てていこうということでない、一つの企業だけが一生懸命頑張るといってもなかなかできないと思うんです。それで、やっぱり一つはお父さん、お母さん、あるいはシングルの方もいらっしゃると思います。残業がない職場環境づくりができるように、行政としてもしっかりと呼び掛けていただきたいなというのが一つ。

それから、やっぱり賃金が安いんですね。正社員じゃない、正規じゃない方が非常に多い。特に、シングルマザーの場合は正社員だったとしても男性の7割ぐらいしか賃金がないというようなことで、しかも、その上パートであるとか臨時であるとか、そういう方も非常に多いわけなんです。

そういう中で、時間給を引き上げて子育てができる賃金を確保できるというのが本当に大事だと思うんですけれども、やっぱり子供さんを育てていくのに必要な生活費が得られるような賃金水準が求められると思うんです。私どもは、暮らしていける賃金として最低賃金時給1,500円を目指すべきではないかというふうに考えておりますけれども、時給を引き上げるという意味で行政としてはどのような働き掛け、支援をお考えでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、時給を引き上げていくための取組という話がございました。

先ほど達田委員からお話もございましたが、まず非正規雇用労働者の正規化を促進していくといったような取組を県として行っているところでございます。

まず、自社における正規雇用化の促進、また自社以外からの非正規雇用労働者のいわゆる失業状態の方を正規で雇い入れる場合の支援という部分につきまして、国と連携しながら取組をしているところでございます。また、様々なキャリアアップを実施しているところでございまして、こういった取組を推進いたしまして、賃金引上げにつながるような取組を推進してまいりたいと考えております。

達田委員

子育て支援でもいろんな方法があると思うんですけども、男性、女性に限らずお父さんも定時に帰れるという残業がない状況が必要だと思うんです。徳島県内でお父さんが育休を取って子育てに関わっている企業というのは、これはぐくみ支援企業の中で幾つぐらいあるのか、これは調べておられるんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員からお話がありましたはぐくみ支援企業の中で、男性育休等の取得がどうなっているのかという御質問でございましたが、個別の集計につきましては現在のところまだできていない状況でございます。

達田委員

はぐくみ支援企業の募集の中に、例示としてパパの育休取得の促進というようなことも入っておりますよね。ですけど、今お父さんが育児休暇を取るというのがいかにも珍しいことのように言われておりますよね。ですけど、それが当たり前になって子育てというのは母親も父親も両方が関わっていくというふうな環境にしていくことが大事だと思うんです。たまたまパパが育児休暇を取ったらすごく珍しいので表彰された、これはちょっと違うと思うんですよね。これが当たり前にならないかんと思うんです。

ですから、やっぱり時代が変わるとともに価値観も変わってきておりますので、男性であれ女性であれ同じように子育てに関わっていけるという、そしてそういう時間が保障される働き方ができる職場を目指すために、県としても指導的な立場といいますか、こういうことで頑張ってもらいたいという呼び掛けをしていく。また、国や県からのいろんな経済的な支援が必要であれば支援もしていくと。そして、県だけではできない場合は国に求めていくということが必要だと思いますので、是非子育てしやすい徳島県ということで、本当にそういう県になっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

それともう1点なんですけれども、観光の問題で、観光誘客の積極展開ということで、令和5年度に向けた基本方針にも入っております。本県ならではの魅力の活用ということが書かれておりますよね。本県ならではの魅力っていっぱいあると思うんですけども、どういうふうな魅力を発信していこうとお考えなんですか。

利穂観光政策課長

ただいま達田委員から、本県ならではの魅力の活用といったことで、どのようなものを発信していくのかという御質問でございます。

最近では本県のサステナブルツーリズムといった切り口に非常に関心が高まっておりますので、本県にも上勝町でありますとか神山町、そのほかサステナブルを切り口とした魅力のある地域がございます。さらには、県西部の世界農業遺産でありますとか、そういったところをサステナブルの切り口に本県の強みを前面に出して誘客を推進してまいりたいと考えております。

原委員長

午餐のため休憩いたします。(11時58分)

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時02分)

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

先ほど午前中、本県ならではの魅力の活用というところまでだったと思うんです。続きをさせていただきます。

この中で、先ほど御答弁にもありました地域の伝統、文化、食、自然等を生かしたサステナブルツーリズムの推進とか、阿波藍等地域資源のブランディングによる誘客促進とか、アニメ、プロスポーツによるにぎわいの創出とかが出ております。具体的にこういうことを今までもやってきたかと思うんですけれども、今までもやってきてどれぐらいの集客があったかというのは調べておられるのでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま、今までどれぐらいの集客があったかと、観光のいろんな伝統文化、食、自然を生かしたとか、阿波藍等の地域資源のブランディングによる誘客促進による数字ということでございますが、観光政策課としましては宿泊者数と観光入込者数でこういった成果を図っているところでございます。

達田委員

徳島県の場合、宿泊者数が他県に比べても低いというようなことが言われておりますけれども、やっぱりここにも書かれておりますように、本県ならではの魅力の活用というのが十分なされていないかも私は思うんです。魅力というのが本当にたくさんありますし、魅力そのものはやっぱり今まであったことに気が付かないんですけども、他県から見たらすごい魅力に見えるということもあると思うんです。

それで、ここで一つ皆さんにお聞きしたいんですけれども、私ぐらいの年の方がいらっしやらない、皆お若いのでしてないかも分かりませんが、遊山箱を持って遊山に行ったという経験のある方はいらっしやいますか。

いらっしやった。ありますか。遊山箱って徳島県にしかないものなんですよね。それにお弁当を詰めてもらって、お節句のときに、例えば海だったら海のほうに行ったと思われるんですけども、山だったら小高い丘とか近くの山に行っって、今で言うピクニックですよ。昔は遊山と言っていました。それに行っって、本当に子供の頃の楽しい思い出なんです。だから、今もその思い出を持っっておられる方っってたくさんいらっしやると思っいます。

徳島県にしかない遊山箱を持っって遊山しまししょうよという呼び掛け。ただ、私も実は遊山箱でお弁当が食べれるよというところへ1回食べに行っったことがあるんですけど、昔食べたお弁当とは全然違っう、豪華過ぎるお弁当だったんです。それで、懐かしさというのがちょっとなくて、やっぱり昔ながらの遊山のときのお節句のときのお弁当のようなものを持っって、徳島県だったら、あすたむらんどであるとか文化の森とか、小高い丘に登っってみんなで遊山ができるというところがありますので、遊山箱を下げてピクニックに行っってお弁当を楽しみまししょうという、是非それを体験しってくださいというのを私はやっってもいいんじゃないかなと思っうんです。そして、そのときに遊山というものを知っていただく。

私は子供の頃は気が付きませんでしたけれども、ものすごく文化的な行事をやっってたんだなっって今思っいます。お金もそんなに掛けることはできませんでしたけれども、お節句のときに祖父とか母とか一家中がお弁当を持っって、子供たちが喜んで浜へ行っったり山へ行っったりして広げて遊びました。そういう行事も体験しっってみるといっう徳島ならではの魅力の発信というこっことで、すごくいいんじゃないかなと思っうんです。

私たちのときには遊山箱にきれいな絵が描かれていって、それを子供たちが本当に喜んで持っっていっったと思っうんです。この文化を発信しって、遊山箱も全国の人に知ってもらえて、手に入れたいと思っう方ができるかも分らないし、昔は遊山というものがあっってこういうこっことをやっってたんですよというこっことでお聞きしっますと、他県ではそんなこっことをやっっていたところもないというふうにお聞きしっしたんです。もしかしったら、徳島県独特の非常に文化的な行事だったかも分らないので、それを残せるような方法で他県の方に魅力発信をしっていただきたいと思っいます。

もう1点は、阿波藍なんですけれども、他県の方から見っますと、阿波藍製品はものすごく高いと、高価なものと思われてるんです。だけれども、やっぱり懂れておっります。私どもの年齢になっりますと、阿波藍の魅力がすごくあるんです。ですから、染物にしっましても小さなハンカチを染めたというこっことはあるんですけども、絹100パーセントの高価なストールを染めて、それを自分に巻く。買っうとなかなか高いので、絹織物の製品を買っって自分で染めて価値を上げるといっう体験もしってもらえたらいいんじゃないかなと思っうんです。

そして、その阿波藍を使っったいろんな布があるんですけども、ちっっちゃな小物ですけども、パッチワークの経験もしってもらっうとか、徳島県にはそういうこっことにたけた方がたくさんいらっしやいますので、そういうのもセッットしって物を作る、染める、そういう体験もしっていただけたらなっとなっ、新しい魅力発信になったらなっと思っうので、是非そういうのもお考えいただけたらと思っいます。

それと、徳島県の魅力ってもっともっとなっあると思っうんです。もう一つ言っいますと、四国のみちというのがありますね。これをちゃんと活用できているかどうかというので、韓国のチェジュ島ではオルレといっって、小道を歩いっていくという活動が盛んに行われて、世界からお客様に來っていただいて、それをやっっぱり参考にしって九州でも九州オルレとか、宮城

県では宮城オルレとか、歩きましょうという観光客誘致が始まっていると言われていません。

徳島県は元々四国のみちというすばらしい財産があるわけですから、ちょっと工夫をすれば四国の徳島オルレということでやっていけるんじゃないかなと思うんです。ですから、歩いて元気になりましょうよという徳島県ですので、そういうところをどんどん魅力として発信していただけたらなと思います。是非これを考えていただけたらなと思います。この中に入ってないんだったら考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと質問なんですけれども、徳島旅行割というのがございます。徳島旅行割が今どういう状況になっているのか。これは12月27日までとなつとんですけれど、今の状況はどうなんでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま達田委員から、みんなで！徳島旅行割の現在の状況についての御質問でございます。

全国を対象としました旅行需要喚起策、みんなで！徳島旅行割につきましては、去る10月11日から12月27日まで実施しております。割引率は40パーセントで、交通付旅行商品につきましては1泊当たり上限8,000円、その他の旅行商品や宿泊施設の直接利用とか日帰りにつきましては1旅行当たり上限5,000円となっております。

また、利用方法につきましては、旅行会社や宿泊施設からあらかじめ割引された価格で御利用いただけるといった仕組みになっておりまして、利用状況につきましては本会議でも知事のほうから答弁させていただきましたが、10月11日から12月27日まで、これは利用と予約も含めまして、12月まで予約ですので現在は22万人ほどの予約を頂いているところでございます。そのほかの詳細につきましては現在まだ集計中でございます。

達田委員

これを延ばすというのはないんですか。というのは、行きたいけどコロナの状況をちょっと見てという方がいまして、3年間ほとんど外出もせずに家族旅行もしてないわというような方もいらっしゃるんですけど、やっぱり機会があったら出かけてみたいという方もいるんです。でも、12月27日までかという声もお聞きしますので、やっぱり来年もできるのだろうかというようなお話も聞いてるんです。それはどんなんでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま達田委員から、みんなで！徳島旅行割の引き続きの実施はどうかといった御質問でございます。

先般、観光庁から年明け以降の全国旅行支援の実施が発表されたんですが、まだ開始時期が示されていませんので、みんなで！徳島旅行割につきましても、開始時期が示されれば速やかに対応できるよう、現在準備を進めているところでございます。

達田委員

ようやく子供たちが修学旅行に行けたりするようになってきています。家族旅行もずっと我慢していたということもありますので、是非行きやすいような方法で取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最後なんですけど、御意見が寄せられたのがございまして、支援金の問題です。

徳島県の取組として、物価高騰に対して給付金を用意してくれております。それに対して、一つは給付対象を広く位置付けてくれていて本当によかったですと、評価しておりますということなんです。そして、積極的な取組をしていただけて有り難いと思っておりますという御意見。それから、もう一つは物価高騰に苦しむ事業者に対して年越しの少しの足しにでもなればという思いが込められていて、迅速な対応をしたいということで、これも評価しておりますということなんです。

12月から2月末の3か月間の受付なので、1か月ごとに締めてどれくらい申込みがあったのか、どれくらい執行したのかという進捗状況の報告を是非していただきたいということなんです。

それともう1点は、やっぱり損益計算書で試算したところ、これに当てはまらない方、物価は上がっているんですけども、仕入れとか光熱水費、燃料費が30パーセント以上の高騰で苦しんでいても、営業利益が30パーセント以上減少していない業者もあるので、そういうところは是非理解していただきたいと、こういうふうな御意見が寄せられております。12月、1月、2月と、月末に進捗状況の報告を求めたいという御意見についてはお返事を頂けたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、この度の応援金について月次で締めて状況報告を頂きたいという質問でございました。

当応援金につきましては11月28日、11月定例会開会日に先議で議決いただいた後、迅速な応援金の給付を目指し速やかにコールセンターを立ち上げ、平均的に100件オーバーの御相談を頂いているところでございます。

加えまして、12月中での早い給付を執行いたしたいので、リーフレットについて暫定版を直ちに作成させていただきまして、商工団体や生活衛生同業組合などの支援機関や市町村役場、県の総合県民局であるとか、農、林、漁業、漁協さんのほうにも配らせていただきまして、申請への支援について要請をさせていただいております。

昨日、5日に地元新聞への周知を図るためのリーフレットの折込、本日は全国新聞への折込をさせていただきまして、12月5日から募集を開始しているところでございます。まずは、申請いただきましたら速やかな審査をさせていただいて、大体1週間、10日ぐらいでの迅速な給付をさせていただきたいと考えております。

先ほどの月ごとの進捗状況につきましては、審査、給付のほうを急ぎたいので、できる限りどれぐらいかというような、正確な数値ではないかもしれませんが、受け付けさせていただいてこれぐらいの給付というところを取りまとめることができましたら、また情報提供、広報させていただきたいと考えております。

達田委員

ありがとうございます。終わります。

仁木委員

私からは今までの御質問の中にありました関連の質問プラス基本方針などについて質問させていただきたいと思えます。

まず、委員さんのほうからありましたように、新たな融資保証制度の関係でありますけれども、毎回新たな保証制度が出る際には確認させていただいておりますが、これはいわゆる債務者、申込者が総量における与信枠が広がるような形の保証制度であるのか否かというところを、現時点で把握されとるんであればお教え願いたいと思えます。

三宅企業支援課長

仁木委員から、新たな保証制度についての御質問でございます。

午前中に梶原委員の御質問にお答えいたしました新たな保証制度につきましては、まだスタートの時期が決まっておりますけれども、12月2日に成立いたしました第二次補正予算の中で、ゼロゼロ融資からの借換え需要に加えて新たな資金需要にも対応する借換え保証制度というのが創設されることになっておりまして、こうした制度を県としても活用してまいりたいと考えております。

こちらの制度につきましては、先ほど仁木委員がおっしゃいましたように、与信枠につきましては、融資に当たっては金融機関、信用保証協会が申込案件ごとに金融審査を行いまして融資を実行しておりまして、この金融審査については各機関の与信判断の中で個別主体的に実施されているものでございまして、与信枠につきましてはその中で判断されるものというふうに考えております。

仁木委員

国のほうでそういった議論があるんかないんかというところが非常にネックになってくると思うんですけれども、与信枠の新たな枠組みがもしできるのであれば非常にいい循環ができるような呼び水になるわけなんですけど、ゼロゼロ融資も含めて与信枠が一杯のぎりぎりで行っているところというのは非常に多いと思うんです。

これは過去からの議論でも申し上げておりますように、本県におきましては融資保証を利用した金額に応じて給付金を出してきたというような実態がございます。その100万円を給付いただくのであれば、1,000万円を借入れしなきゃいけないというような施策を今まで実行されてきた。イコール借りてくださいよということで、当初されたのが本県におけるこの融資保証制度を利用したコロナ対策だったというところなんです。

ですから、率先垂範して融資を利用してくださいよ、手元資金を増やしてくださいよというような流れを本県においては作っておりますから、その後の経営状況がどうなっているかということ、やはり本県においても把握するべきだと思っております。

与信枠については、一杯になったらそれ以上借りれない人がたくさんいらっしゃいますから、以前申込みされた人の中でも融資をお断りされている方はたくさんいらっしゃると思えます。それは与信枠を超えての申込みだったからということで、そういうケースは多々あるわけなんです。これは中小企業の融資以外にも、個人融資でも同じですよ。

総量が大体300万円から600万円のうち、申し込んだその枠以上を借りとったらほかの融資が受けれないとか、そういった審査をしておりますから、その与信枠が増えるような新たな融資保証制度であるとするならば、過去に利用しようとして申込みをされた方で、その申請が通らなかった方に何らかの方策で、そういったことを金融機関を通じてでも御案内、周知はしていただきたいと思っております。

これは今後、与信枠が増えるような融資保証制度でなかったとしても、そういうようなものができるのであれば案内はしていただきたいと思っております。金融機関を通じたら独占禁止法に抵触するかもしれませんので、何かそういった形で案内が直接できるようなやり方を考えておいていただければと思っております。

次に、育休のことについてありましたけれども、育休の取得状況というのは担当課のところで把握されとるんかどうか、教えてもらえればと思うんです。

井上労働雇用戦略課長

男性育休等の把握状況についての御質問でございますが、まず国のほうで令和3年度の雇用均等基本調査というものがございまして、その際の結果報告でございますが、令和3年10月1日現在ということで公表されているものが最新になっております。

その中で、男性育休の取得の割合については13.97パーセントとなっております。ただし、各都道府県ごとの数字というのは公表されていないという状況でございます。

仁木委員

都道府県ごとの推移というのは、数字が公表されていないんですけれども、本県においてはこの数字が気にならんのかなと思うんですが、今後そういう数字を調査するというようなことをされるんか、されないんか、お聞かせいただければと。今までにされとんだつたら別に結構です。

井上労働雇用戦略課長

本県の男性育休等の現状の把握についての御質問でございます。

先日開催いたしました男女共同参画基本計画の会議におきましても、委員のほうから同じようなお話がありまして、現状把握というのがまず大事じゃないのかというお話もあったところでございます。

本県におきましても、国のほうから公表されていない部分がございますので、今後、各企業さんへのアンケート調査の実施も踏まえて検討しているところでございます。

仁木委員

全国平均と本県の平均がどれぐらいなのかを照らし合わせてみなければ、目標数値をどのように設定したらいいのか、多分分からないと思うわけなんです。大体これぐらいの目標ということでされている首長さんとか自治体もありますけれども、果たしてそれが適正な数字かどうかなんていうのは、全く状況が分かってない中でいえば分からないわけですから、やっぱり道しるべ的に数値目標を設定するためには、現状の把握は必ず必要になってくると思っておりますので、その点は把握していただければなということをお願いして

おきたいと思います。

また、先月出張にちょっと出かけていて電車に乗っていましたら中づり広告に、あれは東京都か神奈川県かちょっと忘れたんですけども、育休を取得すれば給付金みたいなものを出すような事業をされている公益法人がありまして、四国島内若しくは隣接県又は本県において、そういった部分というのは把握されとんかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

井上労働雇用戦略課長

仁木委員から、各都道府県の取組について把握しているのかどうかというようなお話がございました。ある都道府県が実施した全国的な調査の集計結果については本県でも入手いたしております、今後の取組についての参考とさせていただこうと考えているところでございます。

仁木委員

必ずしも他県のまねをしろという話ではないわけなんです。ただし、把握された上でしないならしない、するならするという判断の理由をやっぱり作っていくことが大切なんではないのかなと思いますので、積極的に育児休暇を取るとするのは家庭においても非常に大切なことであると思っております。本県においても、そういったところで円滑な育休取得ができるように努力を続けていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、この基本方針の中に入ってまいるんですけども、地方創生対策特別委員会でも常に申し上げてきたわけです。6月議会でいわゆるメタバースのパビリオンの補正予算があって、9月議会においても補正予算、合計で大体5,000万円以上の補正予算を組まれてメタバースをやられているわけなんです。ここが所管課ではないですけども。ただし、そのメタバースの予算を審議、審査する際にその所管課がおっしゃることは、メタバースの中のバーチャルからリアルにつなげていくという形で予算の御説明をしていただきます。

しかしながら、メタバースだけを作っている担当課だけでリアルにつなげていくということは非常に難しいんじゃないかなと私は思うわけなんです。リアルにつなげていくための施策を立案していく所管課というのは、やはり商工労働観光部関係でないかなと思うところなんです。そこで、この大阪・関西万博に向けた戦略的プロモーションとかを多々書いていただいているんですけども、そのメタバースを利用したリアルにつなげていく、観光につなげたり消費につなげていくというようなところがここには入っていないんです。その点、どのようにお考えになられているかをお聞かせいただけますか。

利穂観光政策課長

ただいま仁木委員から、大阪・関西万博に向けてメタバースを活用した観光誘客をどのようにしていくのか、掲載されていないということなんでございますが、先般から万博推進課のある政策創造部のほうでメタバースを活用した徳島県の誘客というお話があったように、本県もその中で観光の要素を入れながら、来年度の計画もあるんですけども、次年

度の新たな計画にもそういったメタバースでありますとか、今までやってきたようなSNSとか、そういう情報発信の仕方につきましてもいろいろ盛り込んでいきたいと考えております。

仁木委員

必ずしもメタバースをまた作れというわけではないんです。ここでまたメタバースを作ったらまた経費が掛かって多額な費用と税金が投入されていくわけなので、県で一つのところで今、莫大^{ばく}な予算を使ってメタバースを維持というか開発していただいているわけなので、それを利用してリアルにつなげるための施策を立案していただくべきでないかなと私は思います。その点、メタバースを新たにしろという話をしてませんから、その点だけは御理解いただければと思います。利用するというのを立案していただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

次は、昨日、農林水産部関係の委員会ということで開催していただいた際にも申し上げたんですけれども、やはり物価高騰対策、円安の中で、円安における今の状況の中で食料安全保障でいえば、昨日申し上げたとおり、やはり輸入されている金額に対して輸出額が低いから、それを輸入されている分と同等額に持っていく努力を施策的にしていくべきでないかと。全てが金額ベースではないと私は思っておりますけれども、一義的な目標値としてはそういった部分になってくるんでないかという考え方を持っております。

その中で、円安に振っている今の状況下において、輸出の伸び率がどんなんかなという把握をされているかと思うんですけれども、今年の円安に振って以降、どのような形になっているのかということが分かりましたらお教え願いたいと思います。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、円安以降、輸出の伸び率についての御質問がございました。

ちょっと今は手元に近々の月ごとのデータはないんですけれども、ざっくりと長い期間で言いますと、平成26年から令和元年までの5年間で輸出に取り組む事業者が85社から135社に伸びまして、輸出額が147億円から212億円に着実に伸びているというところです。

外部的環境を申しますと、円安というような足元のトレンドはあるんですけれども、TPP11から始まっているいろんな経済連携協定が進んでいっております。これらも関税が引き下げられて輸出で稼いでいこうという潮流が今正に来てますので、先般、台湾との産業連携に関する覚書、MOUなんかもそういう流れを加速してやろうということで、台湾とのTJPOとの連携協定を結ばせていただきましたので、この円安という追い風も活用しながら輸出企業をどんどん増やしていきたいと考えております。

仁木委員

この商工労働観光部関係の所管の中では伸びているということのを数字上で立証していただいているわけなので、非常に安心しているんですけれども、それはやはりこれまでの商工労働観光部関係の皆さん方のいろんな海外戦略又はJICA等々の支援もコラボしながら作り上げていただいたところで、そこら辺は出来上がってんではないかなと思うんです。

昨日、農林水産部関係で申し上げたのは農林水産部関係、生産者にとってはやはりバイヤー頼みになっているわけです。このバイヤー頼みになっている現状の中で、経済委員会所管の中でいえば、商工労働観光部関係の皆さん方が農林水産部と部署が違えどやっぱり牽引をしていっていただくことも必要なんでないのかなと。先んじて輸出企業であるとか、海外展開する企業であるとかを支援してきたわけじゃないですか。だから、それを縦割りではなくて横との連携で、どないか輸出関連、また生産物、県産品を海外展開できるような、そしてもうかる輸出ができるようなことをお願いできんかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、商工労働観光部と農林水産部ともに輸出支援させていただいてますので、共に連携をとってこれからどんどん拡大、加速していくべきでないのかという御質問でございました。

先ほど申したように、いろんな自由貿易協定が進展する中で、農林水産部と合わせて…ちょっと今手元に資料がないんですけども、商工と農林を合わせて外的な環境、自由貿易協定に基づいて県内の優れた農林水産物や機械金属、工芸品とかを海外に展開しようというような基本方針を策定しております。

この部分を加速するために、今年度、両部をまたがる管理職も配置になっておりまして、農林水産部のほうには関係団体として阿波フーズさんという輸出専門のセクターもありますし、こちらはこちらでジェトロさんとの協力関係もあったり、また貿易協会も置いており、元商社であるとかジェトロ経験者の専門スタッフも置いてます。それらが非常に緊密に今年度以降、連携をとりまして、共に食品加工というのが6次化というところで両部にまたがる部分もありますので、ブルー・オーシャンをはじめ農林水産部がターゲットとしている仕向地につきましても決してディストリビューター任せじゃなく県職員もできる限り海外の市場に足を運んで向こうのニーズを吸い上げて、県内で持っている優れた製品を海外に展開していこうということで、連携をとってやらせていただいております。

仁木委員

ということは、今年そういった組織化がされとるという確認でいいんですか。さっきちょっと資料がないと言いかけていただいたのが非常にみそだと思うんですけども。

出口商工政策課長

令和元年7月に徳島県経済グローバル化対応基本方針というものを策定しておりまして、この方針の下にいろんな優れた徳島県の産物を出していこうというところと、先ほどの組織化というところではスタッフといいますか、次長職として両部にまたがる人材が今年度組織上配置されておりまして、より緊密な連携をとっている状況でございます。

仁木委員

そういった形で両部にまたがる担当を作っていたいただいたのは非常に有り難いと思えます。その中で、やはり目標を設定していただきたいというのがあります。あるんだったあ

るでええですけども、ちょっとはあるんでしょ。あるとは思うんですけども、その中で、前の総合計画か何かの際にもちょっと申し上げたと思うんですけども、やっぱり輸出の部分でいえば目標を量で換算してないわけですよ。金額ベースになつとるわけなんですよ。総合計画のところ、そうだったと思うんです。

それでいえば、円安に振ったときとかもろもろ、補正も出てくるとは思うので、その点は物価とか為替状況であるとかに応じて、大きい目標にするときは大きい目標にしたり、単年度とか四半期ごととかに細分化した目標数字は必要になってくるんでないかな、見直しも含めて必要になってくるんじゃないかなと思いますので、その点は柔軟に目標設定をしていただいて、せっかくの円安ですから輸出の波というものに乗っていただきたいというようなことを強くお願いしておきたいと思います。

最後に、賃上げのようになってくるんですけども、その前に事前委員会でも申しあげました物価高騰対策支援の応援金の部分で、これは仕入れプラス光熱水費プラス燃料費にプラスして人件費というのは見れないかという話をしたわけですよ。賃金を上げていく目標を立てとる上において、人件費の部分を入れない理由がちょっと私には理解できなくて、10月1日の県内の最低賃金は30円ほど上がっているわけですから、その点も含めて見たら基準日は全然違いますけれども、それまでに努力をされとる企業だっておるかもしれませんから、人件費を加味するべきでないかという質問をさせていただきました。

しかしながら、先議事項でありましたから、その点は詰めないで終わらせたわけなんですけれども、その点ですね、今の段階で変わらないのかどうかということと、運用する中において人件費の部分も見ていくのかどうか。経費として見ていくのかどうかというところを、ちょっと今の時点でのお考えをお聞きかせいただければと思います。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、今般、創設させていただきました徳島県物価高騰対策応援金の費用について、人件費を加味することに対する意見という御質問でございます。

応援金につきましては昨年秋以降、電気価格が上がるであるとか、さらには長期では原油価格も上がっていくトレンドにございました。この円安の急速な進行も加味して原材料価格が非常に上がっていきっており、食品加工についてもほぼ10月をピークに年間何千品目もの原材料、食品類が上がっていきっております。

今般、創設させていただきました応援金というのは、こういった原油、原材料が昨年来、急速に上がっていき長期化するコロナの中で、売上げについてはほぼほぼ回復又は回復途上の企業など、いろいろあると思うんですけども、そこの利益を急速に圧迫しているというようなところが、やはりうちが実施した出前調査や各業界団体の皆様から聞こえてきた要望や意見を頂戴した結果にありまして、今般の応援金につきましては原油・原材料価格高騰の影響を受ける事業者向けというところで、委員のおっしゃる人件費につきましても最低賃金が2年連続、最大幅で上がっていきっているというのは重々承知してるんですけども、目的が原油・原材料価格高騰の緩和を目的としたものというふうに認識しております。

一方、人件費の高騰についてのインセンティブにつきましては、今般、同様に11月補正をさせていただきます国の補助金への継ぎ足し部分でインセンティブを働かせていただ

いて、最低賃金を上げる県内事業者の取組を支援させていただこうと考えております。

仁木委員

現行の事業については、そういう余地はないということは確認してしまったわけなんですけれども、賃金の関係とか労働環境の関係についても所管している部署でありますから、その点、そっちはそっち、こっちはこっちというのではなくて、やっぱりお互いが同じ目標に向かっていけるような制度の構築を今後はしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に、賃上げのことについてでございます。

この基本方針の資料の上、丸とか三角の矢印を書いているところを見ても、需要拡大があって経営改善があって賃金上昇というのがサイクルであるわけなんですけれども、やっぱり需要拡大というのは消費拡大がなかったらしないと思いますし、ただ単に今だったら円安によって物価の高騰が先に来ている中で、需要の拡大というのは非常に伸び悩むと思います。

この中で、経営改善と書いてありますけど、果たして経営改善したら賃金が上がるんかという、そうじゃないんじゃないかなと私は思うわけです。やっぱり経営改善ではなくて、ここに利益が発生しない限り経費として賃金に上乗せしないというような状況になってくるのではないかというのが、これは経済の中でのサイクルの一つであろうかと思うんです。

この中でいえば、賃金を上げるためにというところに立ち返ったら、どのようにしていかなきゃいけないのかというのは議論すべきところであると思うんです。これがこのサイクルの中で見えない部分になるというか、このサイクルにあるようなところでもうけを出していかなきゃいけないというのはいろいろあるんですけれども、一つはもうけでなくて経費面を削減していくための方策が示されたら賃金に上乗せできるかもしれない。賃金に上乗せしていただく前提で直接給付をすとか、そういった施策というのは呼び水として非常に大事になってくるんじゃないかなと思うわけなんです。その点、今後、本県において賃金上昇に向けてどのように取り組んでいくのか、お教えいただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま仁木委員から、賃金上昇に向けた今後の取組についてお話を頂いたところでございます。

現在の物価高騰や円安など厳しい経営環境がございますけれども、中小・小規模事業者が賃上げを実施していくためには、まず生産性の向上という部分が非常に重要であると考えております。

そのために、県におきましては、これまで賃上げのベースとなります生産性向上のための支援といたしまして、企業の経営力強化に向けましたプロフェッショナル人材の積極的なコーディネートや、DXやGXによる経営転換促進などに取り組むとともに、中小・小規模事業者の生産性向上を支援する地方自治体の取組に対しまして柔軟に対応可能な交付金の創設について、国に対して政策提言を行ってきたところでございます。

また、国におきましては第二次補正予算におきまして、中小企業等事業再構築促進事業

やものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業におきまして、一定の賃上げをした場合には補助率や補助上限額を引き上げるようなインセンティブの強化を行うこととしていただいております。本県の賃上げ応援金や国の業務改善助成金の積極的な活用も含めまして、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、今後、国とも連携をしながら中小・小規模事業者が賃金を引き上げられるよう、環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

仁木委員

あと7分ですのでまとめてまいりますけれども、もう1点質問します。

この賃金上昇というか賃金の目標というものは、やはり立てられるべきでないかなと。それが何円という話ではなくて、物価上昇率に合わせてどれぐらいとか、具体的な目標がなかったら具体的な施策というのは作っていけないと思うんです。その目標があって、先ほど申し上げたような輸出をどうしていくかとか、いろんな部分の支援をどうしていくかということが出てくると思うんです。

今、物価高騰になってきて初めて賃金の話になってきたわけなんですよ。この具体的な施策をすることで、やっぱりこの賃金の上昇目標というのを今、県としてはどのように考えられとんかというところをお教え願いたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま仁木委員から、賃上げに関する目標についての御質問を頂いたところでございます。

今回、県といたしまして初めて賃上げ応援金という形で最低賃金を引き上げるような施策をお認めいただいたわけですが、まずはできるだけ多くの事業者がこの県の賃上げ応援金と国の業務改善助成金をしっかりと活用していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

徳島労働局に確認したところでは、現在のところ11月15日の時点で84件の申請があったと聞いておりまして、そういった部分が更に増えていくように国と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を国と連携して行うことによりまして、事業者が生産性向上を行い賃上げするという好循環を生み出してまいりたいと考えております。

仁木委員

今の答弁をお聞かせいただきますと、現時点で本県における賃上げの目標数というのはないということよろしいんですね。そういったところで、せっかく予算を付けて施策を実行されているわけなんですから、やはり目標を持っていただかんかったら経営改善とか書いてますけれども、どれぐらいまでやったらいいのかというのがちょっと見えてこないんじゃないかなと、私は危惧するわけなんです。

最低賃金というのは毎年毎年、改定されて県ごとに出ていっているわけじゃないですか。最低賃金が出ているんだから、やはり目標も県ごとに立てていくべきではないんですかっていうところがあります。それを基に施策を立案して実行していくというのが、

やはり具体的な賃上げにつながってくるんでないのかなと思いますので、その点は今後目標を設定していくべきだと、検討していただきたいと思いますけれども、最後にコメントを頂ければと思います。

井上労働雇用戦略課長

賃金の引上げにつきましては、国と連携した取組というのが重要になってくると考えておりますので、目標を設定するにいたしましても、その部分が避けて通れない部分であるというふうに考えておりますので、今後こういった目標設定ができるのかという部分については考えてまいりたいと思っております。

仁木委員

何ぼという金額は多分出てこないんですよ。でも、仕入れ状況であるとか売上げであるとか利益であるとか、どんな状況であるとか経費がどれくらい掛かっているとかというのは皆さん方の中でも分かるとる数字の話でありますから、それにプラスどれくらいなのかとか、それを基準にどれくらいなのかという上昇率というのはやっぱり持っていただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を閉じさせていただきます。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第8号、議案第22号、議案第23号、議案第24号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（13時56分）